

◇===== [第 71 号] =====◇

唯契の窓 唯物論的社会契約論研究所月報

2024 年 6 月 1 日

◇=====◇

ここ最近、メディアでは所得税・住民税の定額減税が話題です。特に自民党の政治資金問題とのかかわりで、この話題は「政局化」しています。当月報では原則として政局問題は取り上げない方針ではあるのですが、今回の問題については資本主義とそれを土台とした政治の在り方の末期的症状が垣間見えます。その為に特別に触れてみることにします。

☆===== [時事解説] =====☆

所得税・住民税の定額減税が本日より開始されました。まずはこの政策がどういうものなのか、概観しましょう。

この政策は、自民党の「令和 6 年度税制改正大綱」¹に基づいて 2023 年 12 月 22 日に閣議決定され、2024 年 3 月 28 日に参議院での採決により可決成立したものです。

自民党の当初案では、“「賃金上昇は、コストでなく、投資である成長の原動力」と位置付け、賃上げ促進、国内投資促進を重点的に措置”したとして、具体的に次のような策を盛り込みました²。

1. 賃上げ促進税制では控除率の上乗せ
2. 国として長期的な戦略投資が不可欠となる分野を選定し、10 年にわたって法人税を減税する
3. 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充といった、子育て世帯への支援を手厚くする

これに対して、内閣の閣議決定では定額減税が政策採用されました。その理由については「所得税の減税を政府が決定した理由は、急激な物価上昇による家計負担を軽減するためです」³とされます。実際には、岸田首相の所信表明にもあったように、「自民党の政策集団の政治資金の問題で、国民から疑念の目が注がれる事態を招いた」ために、“国民の皆さんに「成果を実感していただく年」とする”⁴ために急遽取り入れたものと思われます。

つまりは自民党が国民の批判をかわすために急遽取り入れた「世論買収政策」であったわけです。その目的の為に、つまり自民党が減税してくれた感を演出するために、給与所得者およびその扶養控除対象者一人につき 3 万円を減税することという事にしたわけです。しかもその方法として次のように法律で決めました。⁵

¹ <https://www.jimin.jp/news/policy/207233.html>

² <https://www.jimin.jp/news/policy/207233.html>

³ J o b ! タイムス <https://tomiyo-job.com/media/?p=1197>

⁴ https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2024/0130shiseihoshin.html

⁵ <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/0024002-079.pdf>

イ 令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等（賞与を含むものとし、給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に経由した給与等の支払者が支払うものに限る。）につき源泉徴収をされるべき所得税の額（以下「控除前源泉徴収税額」という。）から特別控除の額に相当する金額（当該金額が控除前源泉徴収税額を超える場合には、当該控除前源泉徴収税額に相当する金額）を控除する。

ロ 特別控除の額に相当する金額のうち、上記イ及びここに定めるところにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払われる当該給与等（同年において最後に支払われるものを除く。）に係る控除前源泉徴収税額から、順次控除する。（以下、略）

ハ 上記イ及びロにより控除された後の所得税額をもって、それぞれの給与等につき源泉徴収をされるべき所得税の額とする。 二 令和6年分の年末調整の際に、年税額から特別控除の額を控除する。

ニ 令和6年分の年末調整の際に、年税額から特別控除の額を控除する。

ホ 上記イ及び二による控除について、給与等の支払者が同一生計配偶者等を把握するための措置を講ずる。 ヘ 上記イの給与等の支払者は、上記イ又はロによる控除をした場合には、支払明細書に控除した額を記載することとする。

ト 上記イの給与等の支払者は、源泉徴収票の摘要の欄に控除した額等を記載することとする。

つまり、6月以降最初の給与で所得税のうち4万円を値引いて納税してもらう。それでも値引きできない分はその翌月で、さらに最終的には年末調整で値引きする。そしていちいちその値引いた金額を給与明細書で明示することが決まりました。

考えるだけでも面倒くさいですね。実施直前になって、会社の担当者などから一斉に不平不満の声が上がるようになったのは当然のことです。確実に実務処理しようとするなら、年末調整で一括して返金すればよさそうなものですが、そうはせずにこうした面倒なことを給与支払者（平たく言えば会社）にさせるのはなぜか。国会でも野党から質問がされました。例えば立憲民主党の辻本議員と岸田総理との質疑応答⁶。

立憲民主党 辻元清美代表代行

「国民に減税はアピール、増税・負担増はステルス。隠すということがはっきりしたじゃないですか。企業などから、たった一度の減税のために繁雑な事務作業、システム改修が必要になると悲鳴が上がっているんですよ。『“国が減税しますよ”のアピールのために、社員も会社も振り回されている感が半端ない』（との声）」

岸田総理

⁶ <https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/1185544?display=1>

「政策効果を国民の皆さんに周知・徹底する、知っていただく、こういったことにおいて効果的である」

自民党が自らの政治と金の問題で失った支持を、国費で買い戻したいという意図がこの政策の基本的な動機となっているわけです。それが自民党への更なる不信感増強に一役買っていることは皮肉なことではあります。

では肝心の政治と金の問題についてはどうなのか？ ここに来て自民党と野党の間の対立が明確になって来ています。争点の一つ。企業団体献金を禁止するのか否か、と言う点です。

政治と金をめぐる「政治資金規正法」改正の議論の中で、さまざまな意見が出され、調整されていますが、この点についてだけ、自民党は頑として禁止することはないとしています。

こうした姿勢に対して、マスコミも次のように批判しています⁷。

政治資金規正法改正の焦点の企業・団体献金について、自民党は23日の衆院政治改革特別委員会で「企業との癒着によって政策がゆがめられた実態はない」と強弁し、禁止や廃止を求める野党案を拒否した。主張とは裏腹に、自民は献金企業を政策会議の場に参加させるなど財界とのもたれ合いは否定できない。収入源を死守するという自己保身そのもので、特別委でも自民の消極姿勢が際立った。

実際問題として、企業団体献金の本質とは何なのか。自民党が企業団体献金を禁止することに反対するのは、八幡製鉄政治献金事件等における最高裁の判例を根拠としています。この事件の判例は次の通りです⁸。

(1) 会社は定款に定められた目的の範囲内において権利能力を有する。会社も社会等の構成単位たる社会的実在であるから、その社会的作用を負担せざるを得ない。ある行為が一見定款の目的とかかわりがなくても、会社に、社会通念上、期待ないし要請される場合、当然なしうる。また会社にとっても、社会的作用に属する活動をするとは、企業体としての円滑な発展を図るうえに相当の価値と効果を認めることができる。災害救援資金の寄附、地域社会への財産上の奉仕、各種福祉事業への資金面での協力などと同様に、政党に政治資金を寄附することもできる。政党は、議会制民主主義を支える不可欠の要素であり、同時に、国民の政治意思を形成する最も有力な媒体であるから、その健全な発展に協力することは、会社に対しても当然の行為として期待される。要するに、会社による政治資金の寄附は、客観的・抽象的に観察して、会社の社会的役割を

⁷ <https://www.nishinippon.co.jp/item/n/1214708/>

西日本新聞 5月31日付

⁸ <https://www.shunan-u.ac.jp/file/ja/article/4713/fileda/2/>

前田寛「会社と政治献金」参照

果たすためになされたものと認められるかぎりにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為である。

(2) 参政権は自然人たる国民にのみ認められたものであるが、会社が自然人たる国民と同様に納税者たる立場において、国や地方公共団体の施策に対し、意見の表明その他の行動に出たとしても、これを禁圧すべき理由はない。

これは明らかにこじつけの判例と言えるでしょう。災害支援など普遍的な社会の利益に寄与することと、特定の政策の遂行を目的とする政党への寄付行為はどう考えても同列に置くことはできません。むしろ二番目の理由、会社が国や地方公共団体の政策に自社の利益を要求することを、資本主義経済の中で企業の権利として確立することが必要だという理由の方が「まっとう」です。

要するに最高裁では、企業が自社の利益追求の目的の為に、自社に有利な政策を採る政党を支援する権利を認めた、と解釈するべきでしょう。企業団体献金の本質はここにあると見るべきです。つまり、政策を金で買うという資本の論理を肯定することが最高裁の判例の目的であったわけです。

これは献金を受ける自民党にしてみれば、資金獲得行為をおおっぴらに認めてもらったもので、金科玉条の価値のある判例でした。与党内でパーティー券の購入社名公表を10万円以上にするのか、5万円以上にするのかでもめたのは、“公開基準を引き下げれば名前の公表を嫌う企業・団体がパーティー券の購入を抑えるようになり、「政治活動が苦しくなる」（閣僚経験者）との懸念が党内で根強かったため”⁹と報じられたのは、この意識が根強いことの証左です。

結論から言うと、資本主義に基づく社会である限り、こうした企業の利益追求の活動が政策を歪めるという現象から政治は逃れることはできません。自民党が本当に守りたいのはこの仕組みであり、それが批判の対象になること自体彼らにとっては存続の危機に他ならないのです。批判を受けながらも何とか支持率を回復させたいという窮鼠の一策が、冒頭の所得税の定額減税だったわけですが、それすら電気料金・ガス料金の値上げで効果がなくなり、企業からも不平が出てくる事態に。

資本主義の政治の末期的状況が出来しているといえるでしょう。

☆＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝☆

●＝＝＝＝[再論 唯物論的社会契約論 下書き]＝＝＝＝＝●

前回に続いて「等価交換」の原則があるにもかかわらず何故格差が存在するのかという問題について考えます。

⁹ <https://www.sankei.com/article/20240501-GI6VBZNXXZFPCDDQUPJFFPDUXBU/>
産経新聞 web 5月1日付

前回は労働力市場を実現させた考え方について触れました。ただそれだけでは何故格差が存在するのかということを説明するには不十分です。

社会的格差の存在には 2 つの大きな原因があります。一つは労働力市場の存在と、もう一つは利潤追求競争の存在です。まずは話の流れから労働力市場の存在が格差を生む理由について見ていきます。

【労働力市場が存在すると、なぜ社会に格差を生むのか】

労働力市場というのは、労働力を商品として売買する場を言います。もともと一体不可分であるべき人間が、精神と肉体に分割されて、肉体(あるいは肉体の持つ能力)が個人(の精神)の所有物とされることで商品となったわけですが、それによって個人はその肉体の持つ能力(労働力)を売りに出すようになります。その売り買いの場(労働力市場)では、買い手にとって割安な価格で労働力が購入されます。なぜ「割安」と言い切れるのか。それには生物の肉体の働き(人間の場合「労働力」)のもつ特殊性が基礎にあります。

物理学ではエネルギー保存の法則が大原則として存在します。しかし生物においては、生物の活動は活動量よりも大きな成果を得ることができるという特殊な性質を有しているのです。これは身近な生物の営みを観察すれば容易に理解できます。ちょうど今頃は南国からツバメが渡って来て、子育てを始める時期です。そのツバメを例に見てみましょう。

ツバメの雛は自分で餌をとることはできません。卵から孵ったばかりの雛は親鳥に餌を貰う事で成長することができます。この時の親鳥の働きに注目です。親鳥は、当然自分自身も生きていかなばなりませんので、餌を食べます。しかしそれ以上の餌をとることができるので、雛に餌を与えてやることができます。そうでなければツバメは種として存続できないわけです。個々のツバメには、このように肉体の働き以上に、つまり自分自身を養う以上に餌を獲得できるという能力があることが証明されます。

当然、同じように生物である人間にもその能力が備わっています。つまり個々の人間にも働いた以上のものを作り出す力があるということです。人間の労働のこの部分を、経済学者のK. マルクスは「剰余労働」と名づけました。そして労働市場において、労働力の対価にはこの剰余労働部分が支払われていないことを見出しました。この不等価交換行為を、マルクスは「搾取」と呼びました。

具体的に言えば、一人の労働者が生きていくのに必要な生産物を 100 個とした場合、8 時間の労働で 120 個の生産物を作るとしても、労働者に労働力の対価として支払うのは生産物 100 個の代金で、20 個分は労働力の買い手が対価なしに手に入れるというわけです。この場合、搾取率(または剰余価値率)は 100 分の 20 となります。同じことを近代経済学では労働生産性と表現します(労働生産性の場合、100 分の 120 で表現される)。労働生産性が高い

という事は、搾取率が高いという事なので、ある意味不等価交換が著しいということの証左でもあります。勤労者は自分の組織の労働生産性が高くなったのなら賃上げを要求するべきです。

こうして労働市場での労働力の不等価交換が日常的に行われることで、資本家と勤労者国民の格差は広がっていくわけです。

しかし、格差拡大の原因はそればかりではありません。利潤追求競争の存在もそれに輪をかけています。

【利潤追求競争は格差拡大のもう一方の車輪である】

利潤追求競争は、主に同業他社との間で行われるものではありませんが、時にそれらは共同して自らの利潤を確保しようとすることもあります。マルクス経済学では「個別資本の利益と総資本の利益」として認識される資本の行動様式です。

同業種の中の利益追求競争は、多様なあり方を示します。

もっとも目に触れやすいのは技術開発競争です。技術開発競争は、新商品開発と思われがちですが、同じ製品を作る際にどれだけ効率的に生産するかという生産技術の開発競争でもあります。より魅力的な商品を市場に出してシェアを広めれば利益を上げることができます。しかし同じ商品をより効率的に作ることができれば、商品の製造原価を抑えることができ、他社と同じ価格で販売すればより大きな利益が得られますし、他社よりも安く販売すればシェアを広げることができます。こうした技術開発競争に企業は熱心に取り組みます。その結果として環境汚染などの社会問題が発生することもあります。利潤追求競争の前には、そうした問題（あるいは責任）を企業は無視します。今日の気候危機の最大の原因はここにあります。

技術開発競争は個別の企業（個別資本）の間で繰り広げられますが、全ての企業が共通して利益追求することもあります。その最大のものは労働力価格の抑制です。と言っても個別企業での人減らしや賃金カットなどには限界があります。そこでその国の労働力価格を抑えるために、企業が全体として取り組むのが生活費を抑えることです。

代表的なものは、海外から安い食糧を輸入することで食料品価格を抑え、生活費を抑えようとすることです。労働力の価格とはすなわち勤労者の生活費のことですから、ここを抑えることができれば個々の企業（個別資本）も利潤を確保することができるわけです。

こうした総資本の意向は安いアメリカ産牛肉やオーギービーフの輸入拡大や、米の輸入解禁といった海外農産物の輸入拡大という政策となって現れます。その結果生じるのは、ポストハーベストに代表される汚染食品の問題、遺伝子組み換えトウモロコシの流通などです。また当然、日本農業の衰退と、そこから

派生する環境崩壊（里山環境の荒廃、野生動物の人里への進出、生態系の崩壊、保水能力の低下による洪水や土砂災害の増加など）といった国土弱体化を招きます。しかしそれらは個々の企業（個別資本）の責任ではないとして、彼らは対策を講じません。

このように利潤追求競争は、人類の社会にとって全く有益性を持ちません。にもかかわらず、これらは正当な企業活動として社会に容認されています。それは何故なのか。そこにあるのは自然権思想（基本的人権思想）を基礎とする自由な個人という発想です。

今回はこの自然権思想（基本的人権思想）のもたらした害悪について検討していきます。

●=====●

◆=====【コラム】=====◆

生成 A I の開発をめぐって、欧州では統一した規制の適用が成されることになりました。

生成 A I は C h a t G P T に代表される人工知能ですが、さまざまな問題を含んでいます。筆者も時折使いますが、その中で感じた問題点を挙げてみたいと思います。

まず、引用が明示されないという問題です。C h a t G P T がその論理回路によって導き出した結論なのか、どこか適当にネット上から拾ってきた誰かの見解なのか、出力された回答でそれを判別することができません。これは回答の信用性を全く担保しない設計上のミスだと言えます。

第二に、C h a t G P T の論理回路には自己点検できる仕様が含まれていないようです。質問の仕方によって得られる異なる回答を見た時、相互に矛盾する見解が含まれていることがあります。これは論理回路に内在批判（内部に矛盾する問題がないかどうかを確認する機構）が組み込まれていないことの証左です。これは回答結果として論理的に正しくないものが生成される可能性を内包していることを意味しており、やはり信頼性が担保されないことの要因となっています。

第三に、生成 A I は客観的な価値判断基準を持っていないという事です。少なくとも人類にとって最も重要な規範、すなわち人類の生存が最も重要なことであり、そのための人類の種としての生存戦略である「協力・共同」を重視するという、科学的・客観的判断基準を生成 A I に持たせておくことは、今後の生成 A I の発展には不可欠の条件であると言えます。

欧州の規範にはこうした見解は見られないことから、今後とも生成 A I が何らかの不利益を社会にもたらすことは避けがたいことのように思われます。

◆=====◆

【活動報告】 特にご報告できる事柄はありませんでした。